

○倉吉市都市計画審議会条例

昭和44年12月22日条例第33号

改正

昭和47年10月1日条例第44号

昭和50年6月23日条例第23号

昭和51年10月1日条例第34号

昭和52年6月25日条例第30号

昭和55年6月20日条例第19号

平成12年3月31日条例第1号

平成17年3月18日条例第94号

平成19年6月25日条例第30号

倉吉市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営をはかるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき倉吉市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について市が提出する意見に関すること。
- (3) 市が定める景観計画に関すること。
- (4) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 4人以内
- (4) 住民を代表する者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 関係行政機関の職員につき委嘱された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議に加わることができるものとする。
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年10月1日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日から適用する。

附 則 (昭和50年6月23日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年10月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

附 則 (昭和52年6月25日条例第30号)

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則 (昭和55年6月20日条例第19号)

この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日条例第94号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。